

河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約の一部改正(案)

河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約の一部を次のように改正する。

1. 改正する項目

(1) 協議会設置規約第5条第1項による委員の増員

新たに就任をお願いする委員

王寺タクシー株式会社 代表取締役 辰巳雅彦氏

(組織)

第5条第1項による委員(別表)の変更

[別表] 委員名簿のとおり

(2) 附則に以下のとおり追加する

附 則

この規約は、平成24年12月19日から施行する。

河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約

平成24年8月7日制定

(設置)

第1条 この会は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定により河合町バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、同法第26条第1項の規定に基づき、河合町バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、河合町バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号河合町役場に置く。

(協議事項等)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 基本構想の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) 重点整備地区に関する基本的な方針の策定に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 1人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 1人
- (4) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 河合町長を協議会の顧問とする。

- 2 顧問は、協議会の運営に関し指導助言をするほか、会議に出席し意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、河合町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第9条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議の会議録等は、原則として公開する。ただし、会議録等の記載内容のうち非公開としなければならない事項については、河合町情報公開条例(平成11年条例第2号)の規定を準用する。
- 7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会及び幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議または調整をするため、必要に応じ協議会に部会及び幹事会を置くことができる。

2 部会及び幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第15条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合の協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年8月7日から施行する。

2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規約は、平成24年12月19日から施行する。

[別表]

河合町バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿(案)

	所属	職名	備考
(顧問)	河合町	町長	
(会長)	河合町	副町長	
委員 (順不同)	大阪市立大学大学院	教授	(副会長)
	河合町総代・自治会長会	会長	
	河合町議会	議員	(監事)
	河合町議会	議員	
	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	
	奈良県土木部道路・交通環境課	課長	
	奈良県土木部まちづくり推進局 地域デザイン推進課	課長	
	奈良県土木部まちづくり推進局 建築課	課長	
	奈良県高田土木事務所	所長	
	奈良県交通運輸産業労働組合 協議会	事務局長	
	西和警察署	署長	
	公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	
	奈良県タクシー協会	専務理事	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部大阪輸送統括部施設部工務課	課長	
	奈良交通株式会社 自動車事業本部乗合事業部	部長	
	王寺タクシー株式会社	代表取締役	新規就任
	河合町まちづくりの会	座長	
	河合町老人クラブ連合会	会長	
	河合町社会福祉協議会	会長	
	河合町身体障害者協会	会長	
	リパティ-ほっかつ 河合作業所	所長	
	河合町商工会	会長	
	河合町婦人会	会長	
河合町総務部	部長	(監事)	
河合町まちづくり推進部	部長		
河合町福祉部	部長		

策定の方針(案)

策定の方針

本基本構想では、バリアフリー新法並びに関連法令等に基づき、「夢ビジョン」、「河合町第4次総合計画(平成16年策定)」、「河合町都市計画マスタープラン(平成21年4月)」、「河合町第3次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画(平成24年3月)」、「河合町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」等の上位・関連計画との整合を図り、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成11年12月改正)」を踏まえ策定しています。

策定にあたっては「河合町バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、町内各種団体代表、学識経験者、交通事業者、道路管理者、高齢者団体や障がい者団体の代表、住民代表等、多くの関係者の参画により検討を進めています。また、ワークショップ、現地調査、パブリックコメント等を実施し、高齢者、障がい者等を含めた幅広い住民の意向を踏まえるよう努めています。

(1) 全般的な留意点について

目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要
各種計画等との整合

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画等

地域特性への配慮

地形や気候・気象条件、中心市街地、交通結節点など

(2) 基本構想策定の留意点

様々な段階での住民・当事者参加

・基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る

・パブリックコメント制度の活用など

スパイラルアップ(継続的・段階的な改善)

・基本構想を作成することをゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施段階における連絡制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める
心のバリアフリー

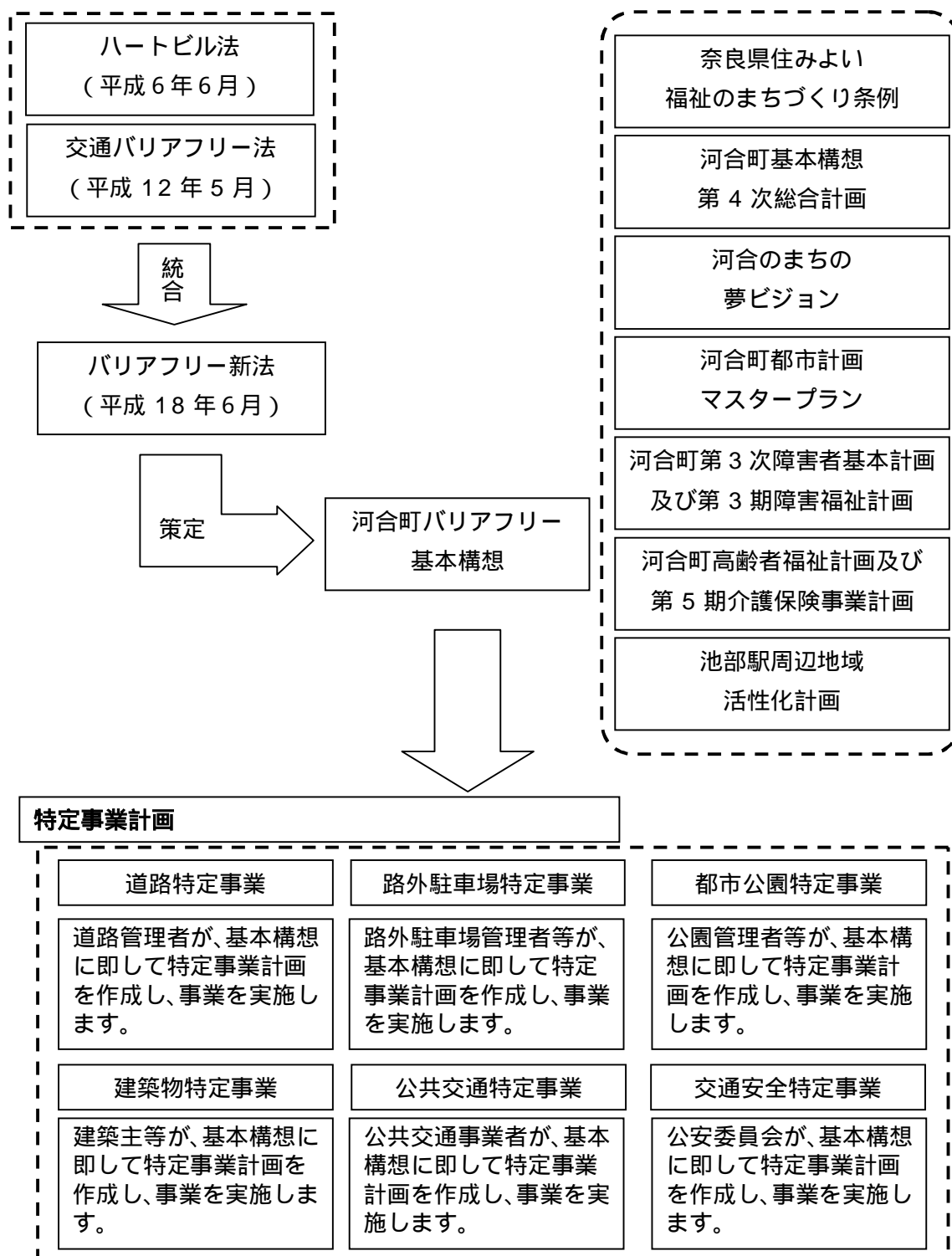
・バリアフリー化に関する住民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み(心のバリアフリー)

・作成プロセスにおける住民の理解と協力に留意すること、普及啓発事業(バリアフリー教室など)の実施や基本構想への位置づけ など

(3) 基本構想作成の効果

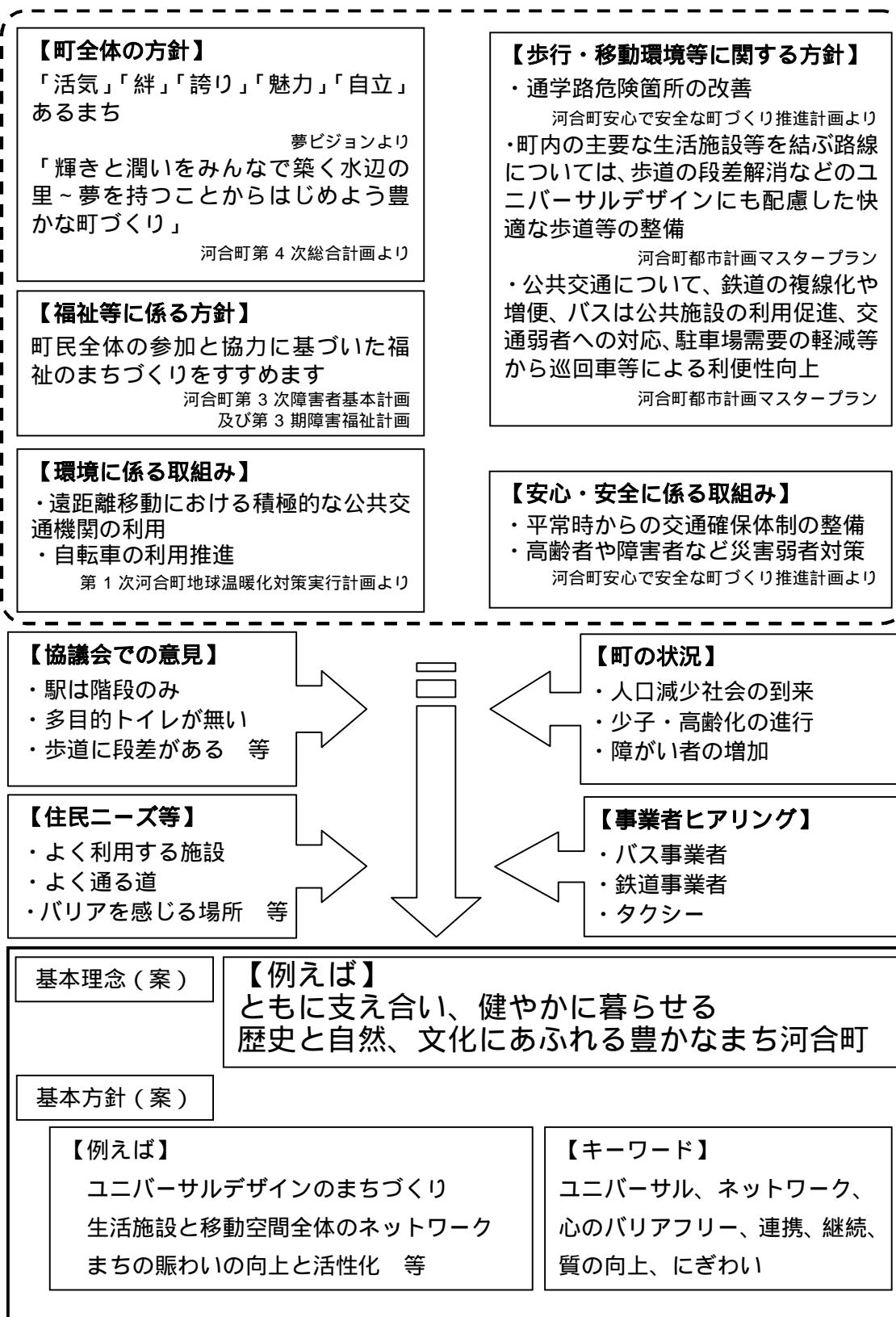
旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現につながる(予算確保を含む)
高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握につながる
住民への意識啓発につながる
事業者間の相互理解や連携が進む など

基本構想の位置づけ



基本理念(案)

基本理念を以下の通りとする。



現地点検結果

1. 調査概要

河合町バリアフリー基本構想策定協議会では、生活関連経路や生活関連施設等を、協議会による現地点検（まち歩き）を実施し、課題や現況の把握を行いました。

以下に、現地点検（まち歩き）の概要を示す。

場 所： 奈良県北葛城郡河合町

会 場： 河合町役場 3階 第6会議室

日 時： 平成24年10月3日（水） 午後1時30分から午後4時まで

参 加 者： 協議会委員、高齢者等団体、事務局等 計46名

調査場所： 近畿日本鉄道 田原本線 大輪田駅周辺

(同上) 佐味田川駅周辺

(同上) 池部駅周辺



現地点検コース

【大輪田駅グループ】

役場 大輪田駅 西大和保育園 西大和星和台郵便局 南都銀行 役場出張所 西大和地区公民館

役場 大輪田駅 イオン西大和店 西大和地区公民館

【佐味田川駅グループ】

役場 佐味田川駅 万代河合町店 第三小学校 文化会館・図書館

役場 佐味田川駅 ユニクロ西大和店 第三小学校 文化会館・図書館

【池部駅グループ】

役場 池部駅 保健・障害福祉センター 第一小学校・第一中学校 中央体育館・公民館

役場 保健・障害福祉センター 第一小学校・第一中学校 中央体育館・公民館

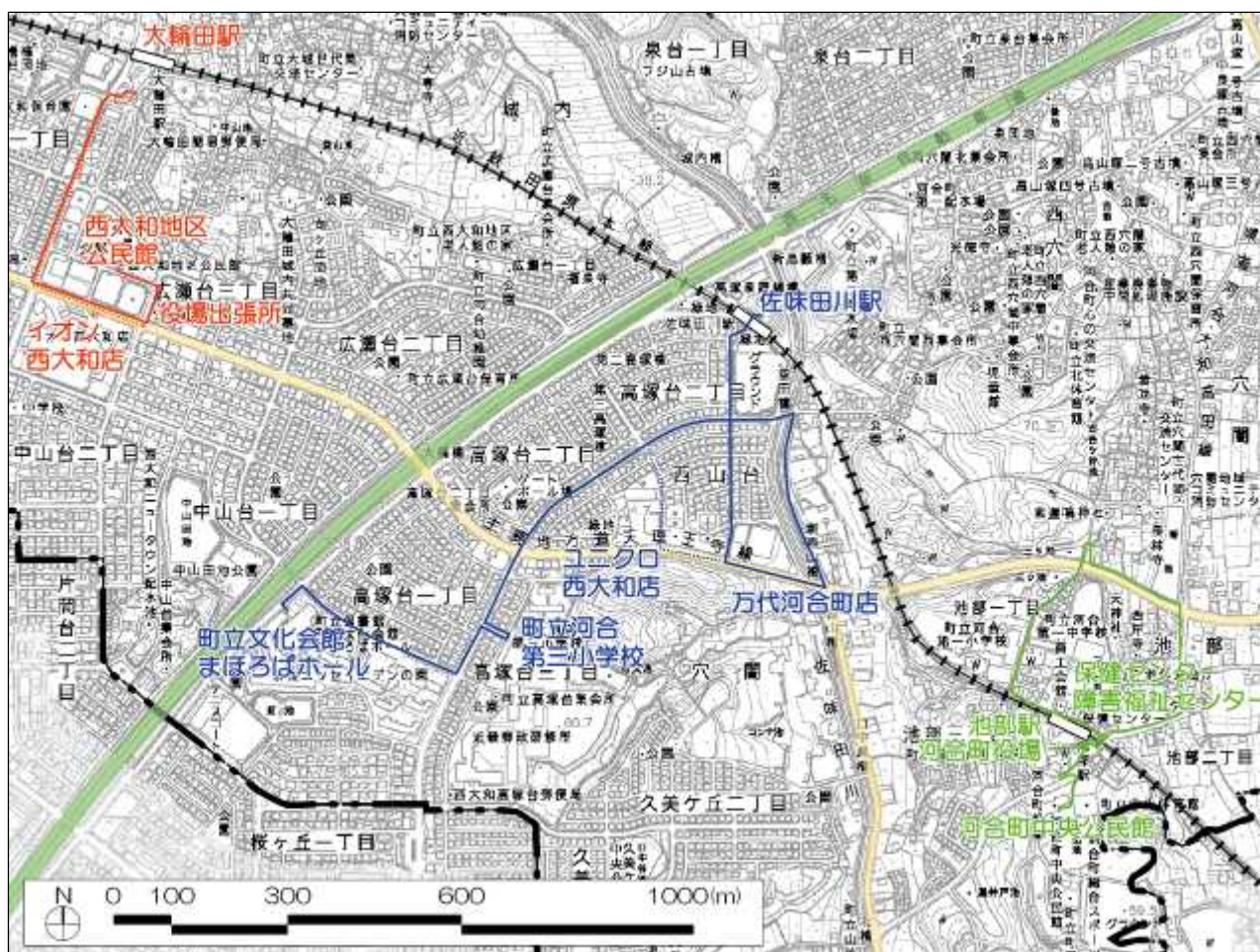


図 現地点検コース及び調査施設

2. 調査結果

調査時に、参加者から出された施設や道路における、バリアフリーに関する問題点を以下に示します。

2-1 鉄道駅





箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 歩車共存のアプローチとなっている。 利用者の安全確保に問題がある。 		大輪田駅
	<ul style="list-style-type: none"> 改札までに段差がある。 階段を上らないと、改札まで行けない。 車椅子利用者や高齢者が円滑に利用できない。 		大輪田駅、佐味田川駅
券売機	<ul style="list-style-type: none"> 券売機の位置が高い。 車椅子利用者の利用が困難 		大輪田駅、佐味田川駅
改札	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子用の改札はあるが、扉の開閉を行わないといけけない。 車椅子利用者の円滑な移動の妨げになる。 		大輪田駅、佐味田川駅
	<ul style="list-style-type: none"> ICOCA用の改札機が出入りの邪魔をしている。 円滑な移動の妨げとなる。 		池部駅

駅構内の移動	<ul style="list-style-type: none"> 階段のみ(昇降機が設置されていない。) 高齢者や車椅子利用者の円滑な移動の妨げに繋がる。 		大輪田駅、佐味田川駅
駅構内のトイレ	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレ及び洋式トイレが設置されていない。 トイレが無いことにより、移動を控えられる可能性が考えられる。 		大輪田駅、佐味田川駅
案内及び警告	<ul style="list-style-type: none"> 音声や表示による列車案内が無い。 行き先の文字が小さい。 乗車間違いなどの可能性がある。 		大輪田駅、佐味田川駅、池部駅
	<ul style="list-style-type: none"> 列車接近案内や緊急時の設備が無い。 線路側を示す点字ブロックが認識できない。 視覚および聴覚障がい者の安全確保ができない可能性がある。 		大輪田駅、佐味田川駅、池部駅

2-2 公共施設

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> スロープが無い。またはスロープがついていても、移動が困難である。 車椅子利用者の円滑な移動の妨げに繋がる。 		河合町役場、西大和地区公民館
	<ul style="list-style-type: none"> アプローチが急勾配かつ歩きにくい仕様となっている。 安全な移動の妨げになる。 		河合町役場

	<ul style="list-style-type: none">・ 手すりがついていても、使いにくい 誰しものが使用しやすいデザインとなっていない。		河合町役場
	<ul style="list-style-type: none">・ 道路境に段差がある。 高齢者が使用する際につまずく可能性がある。		河合町役場
	<ul style="list-style-type: none">・ 点字ブロックが無い。 円滑な移動の妨げになる。		役場出張所、中央公民館
出入口	<ul style="list-style-type: none">・ 自動扉でない。また開閉に力がいる。 高齢者や車椅子利用者等において、移動の妨げになる。		役場出張所、中央公民館
	<ul style="list-style-type: none">・ 点字ブロックが無い。 視覚障がい者の利用の妨げになる。		役場出張所、中央公民館
案内	<ul style="list-style-type: none">・ 施設内の案内看板が設置されていない。 トイレの位置がわかりづらく、利用を控えられる可能性が考えられる。		町立文化会館まほろばホール

施設内	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックが無い。 視覚障がい者の円滑な移動の妨げになる。 		町立文化会館まほろばホール
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレが無い。多目的トイレがあっても使用しづらい。 トイレ内に段差がある。 トイレの戸が閉まりにくい。 <p>トイレが使用しづらい事により、利用を控えられ る可能性が考えられる。</p>		西大和地区公民館、中央公民館
昇降	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターが無い。 階段に点字ブロックが無い。 <p>視覚障がい者の円滑な移動の妨げになる。</p>		西大和地区公民館
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子対応駐車場が無い。 <p>車椅子利用者の利用の妨げになる。</p>		西大和地区公民館

2-3 商業施設

箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 点字ブロックはあるが、商品が置かれている。 点字ブロックが無い。 <p>視覚障がい者の円滑な移動の妨げになる。</p>		万代河合町店、イオン西大和店

<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場との間に段差がある。 車椅子利用者や高齢者の自立的な利用の妨げになる。 		<p>イオン西大和店</p>
<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレまでのアプローチが狭い。 ・ 多目的トイレの点字が無い。 トイレが使用しづらい事により、利用を控えられる可能性が考えられる。 		<p>ユニクロ西大和店、イオン西大和店</p>
<p>昇降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの音声装置が無い。 視覚障がい者の移動の妨げになる。 		<p>イオン西大和店</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の点字ブロックが無い。 視覚障がい者の移動の妨げになる。 		<p>イオン西大和店</p>

2-4 福祉施設

箇所	問題点	状況	施設
<p>アプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急勾配である。 車椅子利用者や高齢者の円滑な利用の妨げに繋がる。 		<p>保健センター・障害福祉センター</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝のグレーチングの目地が大きい。 杖等が目地に入る可能性がある。 		<p>保健センター・障害福祉センター</p>

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレの蛇口が使いにくい トイレ洗浄ボタンが使用しづらい位置にある。 非常用ブザーが無い。 荷物を置く棚が無い。 <p>トイレが使用しづらい事により、利用を控えられる可能性が考えられる。</p>		保健センター・障害福祉センター
-----	---	--	-----------------

2-5 教育機関



箇所	問題点	状況	施設
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 門扉に段差がある。 <p>車椅子利用者や高齢者の安全な移動に問題がある。</p>		第三小学校
	<ul style="list-style-type: none"> 通路が狭い。車椅子では、使用しにくい。 <p>車椅子利用者での円滑な利用が困難になっている。</p>		第一小学校
	<ul style="list-style-type: none"> 玄関までの勾配がきつい 運動場には車椅子では降りられない。 <p>車椅子利用者での円滑な移動の妨げとなる。</p>		第三小学校






2-6 金融機関等

箇所	問題点	状況	施設
出入口	<ul style="list-style-type: none"> 出入口が階段のみであり、かつ狭い。 <p>車椅子利用者や高齢者の円滑な移動の妨げとなる。</p>		西大和星和台郵便局

2-7 道路・歩道



問題点	状況	箇所
勾配・段差	<ul style="list-style-type: none">勾配がきつい。 円滑な移動の妨げになる。 	、
	<ul style="list-style-type: none">線路方向に勾配がある。 安全の確保において問題がある。 	

	<ul style="list-style-type: none">・ 横断勾配がきつい。 車椅子での円滑な移動の妨げになる。		,
	<ul style="list-style-type: none">・ 段差がある。・ インターロッキング舗装部に段差があるものがある。 車椅子での円滑な移動の阻害、高齢者等のつまずきに繋がる。		,
歩道・横断歩道	<ul style="list-style-type: none">・ 歩道が狭い。 車椅子同士の相互通行ができない。また、車椅子が通る場合、歩行者は車道に出ないといけない。		
	<ul style="list-style-type: none">・ 歩道が無く、道路幅員が狭い区間がある。 自動車が通る際に、歩行者の安全が確保できない。		
	<ul style="list-style-type: none">・ 植栽マスが障害となっている。 車椅子での円滑な移動を妨げる。		
	<ul style="list-style-type: none">・ 側溝に蓋が無いところがある。 側溝に蓋をすれば、歩道が広がる。		

	<ul style="list-style-type: none">横断歩道が無い。 円滑な移動の妨げになる。		
その他	<ul style="list-style-type: none">道路乗り入れ部からの点字ブロックが整備されていない。 障がい者が利用する場合、駐車場にて降車させる必要がある。		
	<ul style="list-style-type: none">信号の切り替わる時間が短い。 移動に関して安全性が確保できない。		

交通事業者ヒアリング結果

1. 調査概要

下記の日程に、事務局が交通事業者3社へヒアリング調査を実施した。

平成24年11月29日 バス事業者(奈良交通株式会社)

平成24年11月30日 鉄道事業者(近畿日本鉄道株式会社)

平成24年12月7日 タクシー事業者(王寺タクシー株式会社)

2. 調査結果

(1) バス事業者

バス停における今後のバリアフリーについて

乗降客数の多い箇所を重点的に整備しており、上屋の設置については、駅へ向かう方には設置されている。

運行している車両について

河合町を運行している車両の台数は、26台(他町への運行分も含む)で、そのうちバリアフリーに対応している車両は8台(ノンステップバス)。平成22年以降は、車両入替え時にノンステップバスを導入している。

障がい者や高齢者のサポートについて

乗降時には運転者ができる限りサポートしている。障がい者への情報提供については、ホワイトボード等の利用や法律に適合した内容で対応している。

バリアフリーに関する教育や訓練について

毎年講習を実施している。

河合町におけるバリアフリーに関する問題点

バスの乗降時にノンステップバス(ワンステップバス)を車両入替え時に導入しているが、県や町の歩車道分離ブロックが高すぎる(15.0cmが望ましい。)ため、以下の問題がある。

- ・ノンステップバスでは歩道に横付けできないので、乗客に一旦車道部に降りて頂くことになる。
- ・無理に歩道に近づけると乗降時にブロックが段差となり危険、しかも車両を破損する恐れもある。

(2) 鉄道事業者

施設での障がい者等への対応について

河合町内の3駅(大輪田駅、佐味田川、池部)は全て無人駅であるため、障がい者等が施設を利用する場合は、利用者が事前に駅に乘降する駅名や日時の連絡をいただく。そのサポート職員は、新王寺駅、王寺駅、西田原本駅から利用される駅に向かい対応する。事前連絡が無い場合は、その場で職員が到着するまで待つて貰う。

最近では当該箇所での車椅子のお客様のご利用はない。もしご利用される場合は、駅係員2~3名で車椅子を持ち上げて昇降する。基本は、駅の改札内での対応となるが、現実的には佐味田川駅の構外跨線橋(町管理)の階段も含めて対応させていただくことになる。

今後、バリアフリー化に関する整備予定

3駅とも、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」である3000人/日以上に達していないため、整備する予定は無い。なお、大輪田駅は平成22年乗降者数が2900人/日と、基準まで僅かであった。

また、田原本線全駅において近接放送を実施しておらず、また設置予定もない。

車両の障がい者等への対応について

河合町を運行している車両の台数は21車両(3台×7編成)であり、バリアフリー化の基準全てに対応した車両は無い。また、点検や予備等のため実際に1日運行している車両数とは異なる。なお、安全の確保の面から車両連結部の転落防止のための幌(ほろ)は、設置している。

障がい者等の乗降の対応について

車椅子の場合は、渡し板にて対応している。なお、あらかじめ利用日時を連絡していただく必要がある。

バリアフリーに関する教育や訓練等について

毎年、新任助役を対象に外部講師によるサービス介助士の教育や、各職場にて障がい者に対する接遇の教育を実施している。

バリアフリー化を推進するための課題について

近鉄の他駅において3000人/日以上でバリアフリー化未整備が約50駅あるため、3000人/日以下の河合町3駅の優先順位は低い。

また、車両の対応は、新造車両や大規模リニューアルに併せて対応している。なお、車両の耐用年数は約50年であるため、すぐに対応は難しい。

(3) タクシー事業者

町内を運行している車両について

21台で他町にまたがり運行している。バリアフリー化した車両や福祉タクシーは、所有していない。

障がい者や高齢者に対するサポートについて

障がいを有している利用者については、乗降時に介助を行う(たとえば、車椅子は折りたたんでトランクへ)。予約や行先等についてはFAXや筆談で対応している。

今後取り組むべきバリアフリー化について

ユニバーサルデザイン車両の検討を進めている。香芝市のイムラタクシーは、奈良県内で唯一1台所有している。

バリアフリーに関する教育や訓練

実施している。

重点整備地区について

特に意見はないが、タクシー事業者としては、改札前から段差なしに乗客を乗せられることが望ましいと考えている。

重点整備地区(案)

1. 重点整備地区設定の基本的な考え方

バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。重点整備地区の範囲の設定については、移動等円滑のための事業を重点的かつ一体的に実施することが特に必要であると認められる地区とします。

重点整備地区の区域と経路の設定にあたっては、特定旅客施設である鉄道駅(近鉄)の各々を中心とした徒歩圏(概ね500~1,000m)や、相当数の高齢者、障がい者を含む多くの町民が利用すると見込まれる生活関連施設を含む範囲を基本としています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第2条第21号)

重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

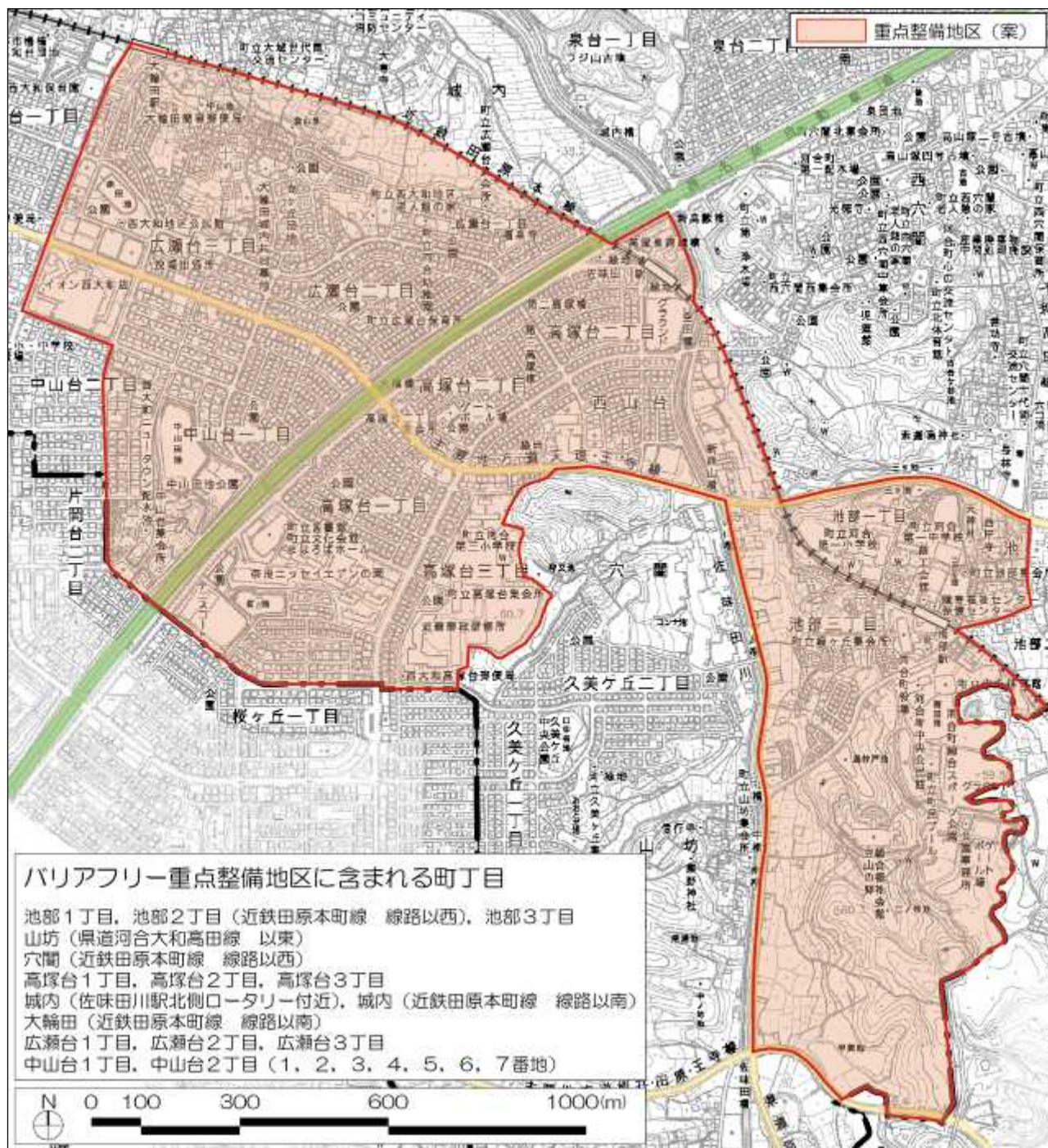


図 重点整備地区(案)

(約190ha)

生活関連施設及び生活関連経路（案）

1. 生活関連施設の設定

生活関連施設は、重点整備地区内に立地し、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者等がよく利用する」と考えられる施設や、協議会による現地点検結果等を踏まえ、下記24施設としました。

表 生活関連施設（案）一覧

施設分類		施設名	施設数
旅客施設	鉄道駅	大輪田駅 佐味田川駅 池部駅	3
建築物	公共施設	河合町役場 役場出張所 中央体育館 中央公民館 西大和地区公民館 文化会館まほろばホール 町立図書館	7
	商業施設	イオン西大和店 ユニクロ西大和店 万代河合町店	3
	医療・福祉施設	総合福祉会館「豆山の郷」 保健センター・障害福祉センター 奈良ニッセイエデンの園	3
	学校	河合町第一小学校 河合町第一中学校 河合町第三小学校	3
	金融機関	西大和高塚台郵便局	1
都市公園	河合町総合スポーツ公園 赤田池公園 釘池公園 中山田池公園	4	
合計			24

2. 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけ、重点的かつ優先的に移動円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指す経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か（既に移動円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけるものとします。

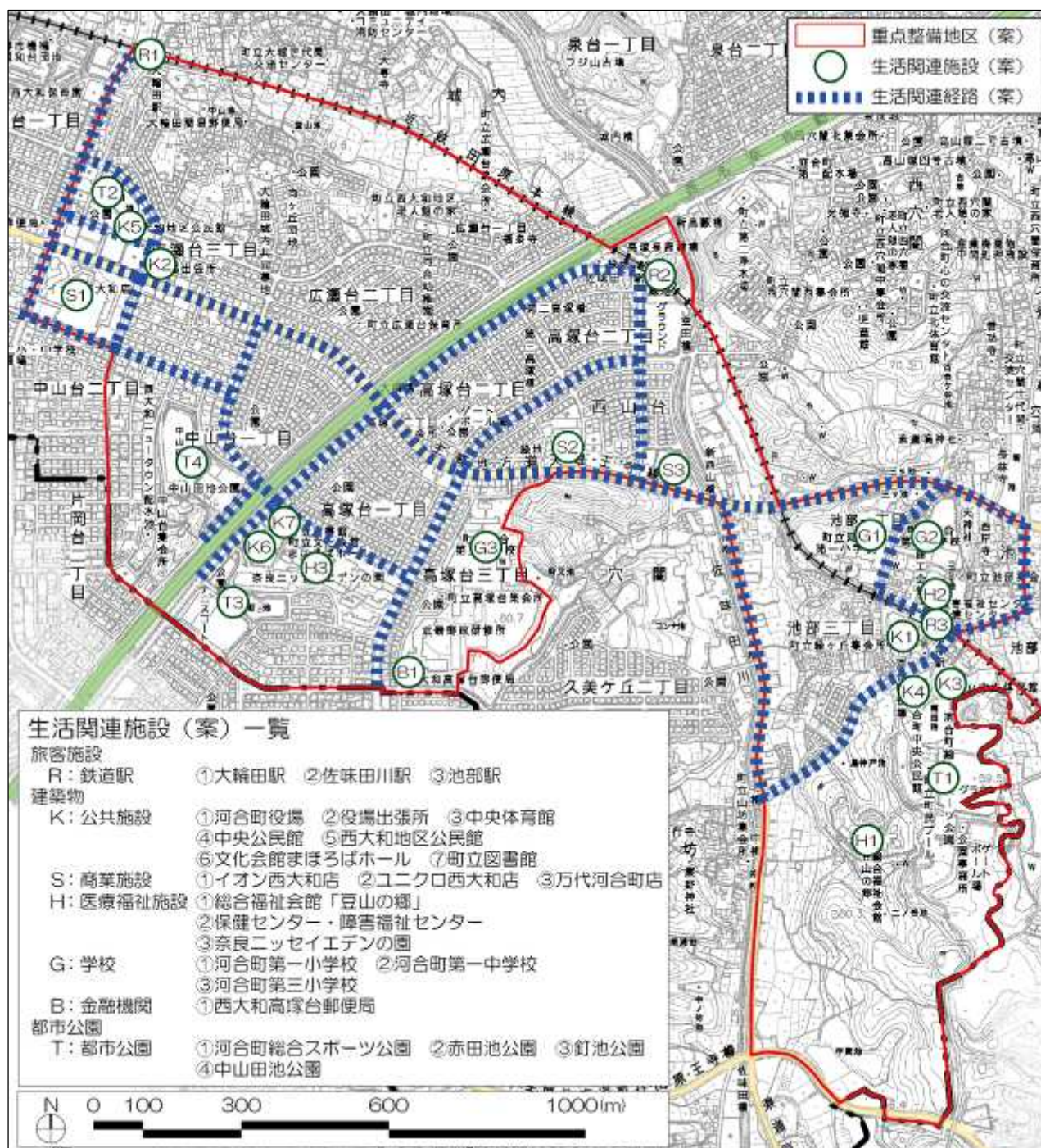


図 生活関連経路(案)